

○南伊豆地域清掃施設組合会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用に関する規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第10号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2及び第23条の3第4項の規定に基づき、南伊豆地域清掃施設組合の会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下「会計年度任用職員等」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員等の任用については、下田市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用に関する規則（令和2年下田市規則第29号）の例による。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員等の任用に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。